

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(5月24日午前6時から5月31日午前6時まで有効)

対象地域	全国すべての地域
マスク着用	屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)
夜間の外出禁止 ※通勤、仕事、健康上の理由による移動と、ペットの散歩を目的とする外出は例外	午前0時半から午前5時までの間、原則として外出禁止
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・観光バスは乗客85%まで ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて4人まで。 9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて5人まで。 ー未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。 ー介助を要する者は付き添い1人まで可。 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の同乗はマスク着用義務の対象外 ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・フェリー等のキャビンでは、家族を除き、1室に2名まで ・本土から島嶼へ向かうフェリーへの乗船には次のいずれか一つが必要: (1)ワクチン接種証明書: 接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。 (2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ: ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書 イ 出発前24時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書 ウ 出発前24時間以内のセルフテストの陰性結果証明書(海運・島嶼政策省所定の質問票に申告することでも可) エ 発症後2～9か月以内の新型コロナウイルス疾患または感染証明書 ・各種証明書提示義務を免除される例外 (1)5歳未満、 (2)本土ーエヴィア島、ペラマーサラミナ島パルキア・ファネロメニ、ポロス島ートリジニア市ガラタス、リオ市ーアンディリオ市間の船舶 ・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要。 ご参考:当館作成資料リンク https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf
公共サービス(役場等)	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループの特別休暇等による保護、テレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制 ・テレカンファレンス、テレ面接 ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで

民間企業	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く） ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
レストラン、カフェ等飲食店	・店内営業は禁止（ホテル・宿泊客を除く） ・1テーブルにつき6人まで、立っての飲食は禁止 ・客は待ち時間ではマスクを着用 ・営業時間は任意で午前5時から午前0時15分まで ・ショッピングセンター、飛行場等の飲食店はテイクアウェイとデリバリーのみ
食料品店 （スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等）、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔） ・店内は25㎡毎に 1 人まで ・営業時間は午前7時から午後10時半までの任意の時間（薬局、ガソリンスタンドを除く） ・宅配は翌日午前1時まで
小売店舗、ショッピングセンター等 ※キオスクは24時間営業可	・店内は500㎡までは25㎡毎に 1 人まで、500㎡以上は追加50㎡毎に付き1人ずつ追加 ・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間
理髪店、美容院、エステ等	・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎に1人ずつ追加 ・予約制 ・待合室は禁止 ・営業時間は任意で午前7時から午後9時までの任意の時間
遺跡、博物館等	●屋内 ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・15㎡毎に 1 人まで ・グループは8人まで、家族（配偶者、子供、正式同棲者）を除く ●屋外 ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・10㎡毎に 1 人まで ・グループは15人まで、家族（配偶者、子供、正式同棲者）を除く

【共通事項】

- 1 4歳以下の子供、医学的理由（呼吸器官の疾患等）のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式（葬儀を含む）を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 2 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔（ほとんどの場合1.5m）を保つ義務、夜間の外出制限・禁止等、主な違反については300ユーロ。
- 3 クルーズ船は入国制限対象となっていない国からのクルーズ船には、船籍を問わず寄港を許可。

ただし、ギリシャ国内の出発港(home port)はピレウス、ケルキラ(コルフ)、ラブリオ、テサロニキ、イラクリオに限る。また、途中寄港(transit port)の港湾は、海運・島嶼政策省の指定する港湾に限る(詳細は<https://www.ynanp.gr/el/>に掲載)。入国制限対象となっている国に乗員がクルーズ中に上陸した場合、ギリシャ国内での寄港・上陸は不可。